

茨城県報

第 7 7 0 9 号

昭和63年11月21日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●受胎調節実地指導員の指定 (保健予防課)	1
●換地処分 (農地管理課)	2
●土地改良事業の適当決定 (2件) (")	2
●土地改良事業の審査 (3件) (")	3
●ふ化業者の登録 (畜産課)	3
●道路の区域変更 (9件) (道路維持課)	4
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課)	8
●入館料の徴収事務委託 (文化課)	9

公 告

●県営土地改良事業計画の変更 (農地管理課)	9
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	10
●道路位置の指定 (")	10

指 示

(内水面漁場管理委員会)

●漁業法に基づく指示	11
------------------	----

正 誤

●昭和63年11月14日付け茨城県報号外第153号中	13
----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1537号

優生保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第1項の規定により、次の者を昭和63年11月14日受胎調節実地指導員に指定した。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 茨城県東茨城郡美野里町大字羽刈190番地

氏 名 竹 井 友 子



茨城県告示第1538号

昭和63年10月20日付け農管指令第291号をもって認可した押戸地区工区の更正換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1539号

千波湖土地改良区から昭和63年10月12日付けで認可申請のあった勝見田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 千波湖土地改良区定款の写し
勝見田地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和63年11月22日から昭和63年12月15日まで
 - 3 縦覧の場所 常澄村役場
-

茨城県告示第1540号

大和村西土地改良区から昭和63年10月14日付けで認可申請のあった腰当地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 大和村西土地改良区定款の写し
腰当地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和63年11月22日から昭和63年12月15日まで
 - 3 縦覧の場所 大和村役場
-

茨城県告示第1541号

昭和63年7月18日付けで土浦市外十五ヶ町村土地改良区から認可申請のあった大木曾支線地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年11月14日認可した。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1542号

昭和63年8月4日付けで河間土地改良区から認可申請のあった二ツ塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年11月14日認可した。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1543号

昭和63年8月17日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあった上岩手地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年11月14日認可した。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1544号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第4項により告示する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	ふ化業者の氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地	登録年月日
北63-1	株式会社 安達 孵卵場 代表取締役 安達 功 西茨城郡友部町中央2丁目 1番4号	株式会社 安達 孵卵場 西茨城郡友部町中央2丁目 1番4号	昭和63年11月1日

茨城県告示第1545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子美和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字高部ソリハタ 1032番地先から 那珂郡美和村大字高部字五里平 883番地先まで 那珂郡美和村大字高部ソリハタ 1032番地先から 那珂郡美和村大字高部字福岡 2021の1番地先まで	旧	メートル 最大 11.0	メートル 691.0	
		最小 3.0		
		最大 33.0	1,200.0	
		最小 10.0		
那珂郡美和村大字高部字ソリハタ 1032番地先から 那珂郡美和村大字高部字福岡 2021の1番地先まで	新	最大 33.0 最小 10.0	1,200.0	旧道移管のための区域変更

茨城県告示第1546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字下桧沢字前林 2107-2番地先から	旧	メートル 最大 15.0	メートル 517.0	
		最小 4.5		
		最大 46.0	517.0	
		最小 6.0		
那珂郡美和村大字下桧沢 字下市場894-5番地先まで	新	最大 46.0 最小 6.0	517.0	旧道移管のための区域変更

茨城県告示第1547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字白井字赤羽 970-2番地先から	旧	メートル 最大 7.1	メートル 80.0	
		最小 6.1		
真壁郡真壁町大字白井字赤羽 747-1番地先まで	新	最大 7.1	80.0	坂口橋架替に伴う迂回路設置
		最小 6.1		
		最大 10.2	85.0	
		最小 9.9		

茨城県告示第1548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山田岩瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字宮後字根堤 2454番地先から	旧	メートル 最大 16.4	メートル 116.0	
		最小 13.4		
真壁郡明野町大字宮後字根堤 2442番1地先まで	新	最大 16.4	116.0	迂回路の設置
		最小 13.4		
		最大 16.4	130.0	
		最小 15.0		

茨城県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下館三和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字芳賀崎字芳賀崎西 611番地先から	旧	メートル 最大 14.2	メートル 88.0	
		最小 13.7		
結城市大字今宿字今泉 1412番地先まで	新	最大 14.2	88.0	迂回路の設置
		最小 13.7		
		最大 11.2	96.0	
		最小 11.0		

茨城県告示第1550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 1401-1番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 150-4番地先まで	旧	メートル 最大 17.80	メートル 550.0	
		最小 8.0		
新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 934番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 934番地先まで 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 1401-1番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 150-4番地先まで	新	最大 17.50	90.0	現道拡巾及び一部バ
		最小 8.80		
		最大 22.80	550.0	イパス
		最小 8.0		

茨城県告示第1551号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立いわき線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町日棚字南湯ノ作 1069—6番地先から	旧	最大 ^{メートル} 10.9 最小 5.9 最大 9.0 最小 6.0	メートル 390.0 300.0	
北茨城市中郷町日棚字湯ノ作 2069—3番地先まで	新	最大 10.9 最小 5.9	390.0	迂回路の撤去

茨城県告示第1552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字小山戸町字上宿 616番1から	旧	最大 ^{メートル} 10.0 最小 8.1	メートル 59.5	
水海道市大字小山町 字後宿大道西12番1まで	新	最大 10.0 最小 8.1 最大 6.0 最小 5.0	59.5 76.0	橋梁架換に伴う迂回路の設置

茨城県告示第1553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年11月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の区域 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字橋本町字新堀南 3315番4から	旧	メートル 最大 9.5	メートル 163.0	
		最小 6.5		
水海道市大字橋本町字新堀北 3623番2まで	新	最大 12.5	163.0	桜橋架替に伴う現道
		最小 12.5		
		最大 6.0	118.0	拡巾及び迂回路設置
		最小 5.0		

茨城県告示第1554号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき（取手市）遠道前土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	海 老 原 璋 三	取手市大字稲1026番地
副理事長	吉 田 一 生	取手市東一丁目2番11号
理 事	海 老 原 茂	取手市大字稲1172番地
”	海 老 原 二 郎	取手市大字稲1119番地
”	海 老 原 清 太 郎	取手市大字稲1206番地
”	海 老 原 清 治	取手市大字稲1201番地
”	海 老 原 弘	取手市大字稲1204番地
”	岡 田 明	東京都豊島区西池袋四丁目23番14号
”	小 池 光 一	取手市大字寺田4663番地
”	野 田 幸 造	取手市大字寺田3940番地
”	山 崎 勇	取手市大字稲1094番地

理 事 山 崎 政 治 取 手 市 大 字 稻 1 0 4 8 番 地

茨城県告示第1555号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき入館料の徴収事務を次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 委 託 先

水戸西武チケットセゾン	水戸市三の丸1-1-12
伊勢甚百貨店水戸店	水戸市泉町1-6-22
水戸京成百貨店	水戸市泉町1-7-5
県民文化センター	水戸市千波町東久保697
ツルヤブックセンター	水戸市南町2-4-43
川又楽器駅前店	水戸市宮町2-2-31
伊勢甚百貨店日立店チケットピア	日立市神峰町1-7-7
西友土浦店	土浦市大和町3-15
西武筑波店チケットセゾン	つくば市吾妻1-1311-5

2 委 託 の 期 間 昭和63年10月23日から昭和64年2月12日まで

3 委 託 す る 事 務

学校以外の教育機関の設置・管理及び職員に関する条例第3条に規定する茨城県近代美術館に係る同条例第7条に規定する入館料

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営野殿地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 県営野殿地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し
- 縦 覧 の 期 間 昭和63年11月22日から昭和63年12月12日まで
- 縦 覧 の 場 所 下館市役所

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡藤代町谷中字本田37番1，字本田37番2，字本田37番3
- 2 事業主の住所及び氏名
北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪980番地の1
有限会社 藤代相互不動産
代表取締役 長 棹 茂 男

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市大字石岡字水久保13904番5，13904番20から13904番28まで
 - 2 事業主の住所及び氏名
福島県いわき市錦町落合16番地
呉羽建設株式会社
代表取締役 那 須 桂 三

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年11月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第1318号	63.11.8	岡野 とみ	石岡市大字石岡 2472-2	石岡市大字石岡字大橋 道西2395-3,2395-4 2541-4 石岡市大字石岡字木比 堤2394-3	メートル 4.57) 4.67	メートル 34.85

指 示

（内水面漁場管理委員会）

茨城県内水面漁場管理委員会指示第8号

利根川における水産動物の資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和63年11月21日

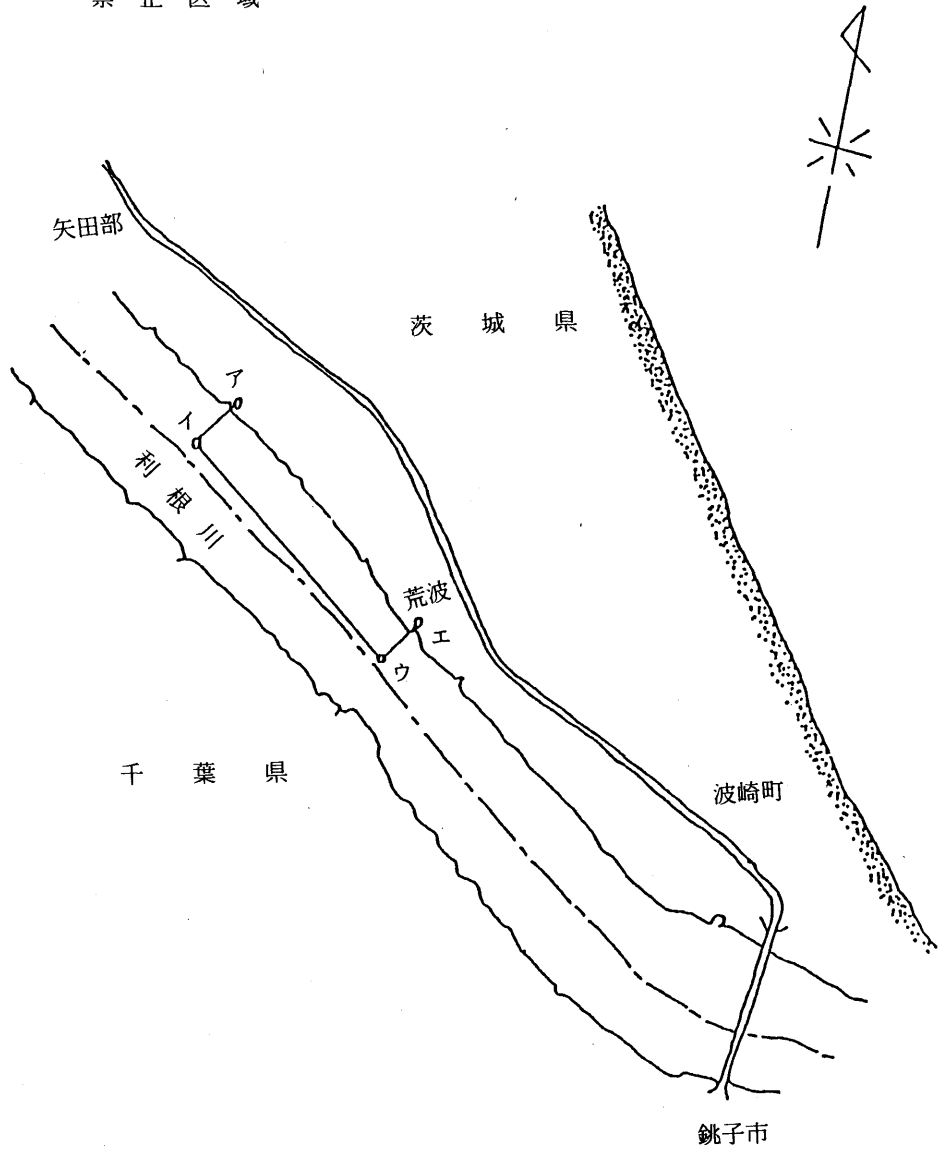
茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 須 忠 彦

次の表の左欄に定める期間中、同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる漁具・漁法により水産動物を採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 漁 具 ・ 漁 法
昭和63年12月1日から 昭和64年11月30日まで	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と波崎町河岸とによって囲まれた水域 ア 鹿島郡波崎町矢田部549番地先に設置した標柱 イ アから240度（真方位）400メートルの点に設置した浮標ブイ ウ エから240度（真方位）400メートルの点に設置した浮標ブイ エ 鹿島郡波崎町荒波2523番地先に設置した標柱	掛ぶくろ網以外の漁具・漁法

禁止区域



正 誤

昭和63年11月14日付け茨城県報号外第153号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	目次中	農地計画課	農業経済課



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)